

青森県報

第三千五百二十九号

平成二十四年

四月二十日
(金曜日)

目次

訓 令

青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域
県民局長への委任等に関する規程

(市 振興町 興町 課 村) …… 一

告 示

生活保護法による医療機関の指定

(健康福祉 政策課) …… 二

臨時の職業訓練の施行

(労政・能力 開発課) …… 二

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生

(水産振興課) …… 六

漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定の一
部改正

(漁港・漁場 整備課) …… 六

基本測量の実施

(監 理 課) …… 七

船舶の放置等を禁止する区域等の指定

(港湾空港課) …… 七

証紙売りさばき人の住所の変更

(会計管理課) …… 八

証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更

(同) …… 八

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

(人 事 課) …… 八

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告

(県 民 生 活 文 化 課) …… 九

大規模小売店舗の新設に関する届出

(商 工 政 策 課) …… 九

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

(同) …… 一〇

右 同 …… 一〇
右 同 …… 一〇

出先機関

土地改良区の定款変更の認可

(中 南 地 域 県 民 局) …… 二

土地改良区の役員の退任

(上 北 地 域 県 民 局) …… 二

土地改良区の定款変更の認可

(同) …… 三

公営企業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

(病 院 運 営 室) …… 三

正 誤

平成十五年四月十四日号外第四十四号規則中

(自 然 保 護 課) …… 三

訓 令

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を次のように定める。

平成二十四年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任並びに専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十三条の規定により、地域県民局長に、平成二十四年度青森県市町村元気事業費補助金交付要綱(平成二十四年四月五日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する事務を処理する権限を委任する。

(委任事務の指示)

第三条 地域県民局長は、前条の規定により委任された事務のうち、重要又は異例と認めるもの及び知事が別に指定するものについては、知事の指示を受けて処理しなければならない。

(委任事務の専決)

第四条 地域県民局の地域連携部長は、第二条の規定により地域県民局長に委任された事務を専決する。

2 前項の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事項については、地域県民局長の決裁を受けなければならない。

3 第一項の規定により専決した事項のうち、地域県民局長から指示を受けた事項及び比較的重要な事項については、その概要を地域県民局長に報告しなければならない。

(委任事務の代決)

第五条 前条第一項の規定による専決事項については、地域県民局の地域連携部長が不在のときは地域支援室長が、地域連携部長及び地域支援室長がともに不在のときはあらかじめ地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がその事務を代決する。

2 重要又は異例に属する事項及び地域県民局の地域連携部長があらかじめ指示した事項については、前項の規定にかかわらず、代決することができないものとする。ただし、急施を要するもので地域県民局の地域連携部長の承認を得たものについては、この限りでない。

3 第一項の規定により代決した事項については、速やかに後関を受けなければならない。ただし、軽易なもの及びあらかじめ地域県民局の地域連携部長の指示したものについては、この限りでない。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告

示

青森県告示第百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
やまとクリニック泌尿器科・内科	弘前市大字高田四丁目三の一	平成二四・四・一
聖マリアハートクリニック	八戸市東白山台三丁目一の三	"
アイセイ薬局白山台店	八戸市東白山台三丁目一の七	"
アポテック内丸調剤薬局	八戸市内丸三丁目五の三七の一	"

青森県告示第百四十六号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号)第二条の二第一項の規定により、平成二十四年度に開始する臨時の職業訓練を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

															青森県立 青森高等 技術専門 校	職業訓練 の名称を 開発する 能力を		
															普通職業 訓練課程 ・短業	職業訓練 の種類 ・課程		
															公共職業 安定所長 の受講指 示、又は 推薦、支 援を受けた 者を			対象者
科	Webクリエータ	観光サービス科	介護福祉サービス	医師事務作業補助	医療事務科	介護職員基礎研修	総合IT科	ネットショップ科	CADオペレータ	OAビジネス科	OAビジネス科	OA販売実務科	OA販売実務科	簿記企業会計科	IT簿記経理科	訓練科		
不動産スキル養成	四月	四月	三月	三月	三月	五月	六月	三月	三月	四月	三月	四月	三月	六月	三月	期間		
×二〇回人	×二〇回人	二〇人	×二〇回人	×二〇回人	×二〇回人	×二〇回人	×二〇回人	×二〇回人	×二〇回人	二〇人	×二〇回人	二〇人	×二〇回人	×二〇回人	×二〇回人	定数		
																授業料		

															青森県立 弘前高等 技術専門 校
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------------

ネットビジネス科	住宅リフォーム科	観光ビジネス科	介護福祉科	介護福祉科	介護・ケアクラーク科	介護員養成研修科	医療事務・医師事務作業補助科	医療事務科	OAビジネス科	OA事務科	ITスペシャリスト養成科	ITビジネス活用科	ITスキル基礎科	求人セット型訓練	FP簿記養成科
三月	三月	三月	三月	四月	三月	六月	三月	三月	三月	三月	四月	四月	四月	ら一月か 三月か	六月
×二〇回人	一五人	二〇人	×二〇回人	×二〇回人	×二〇回人	×二〇回人	×二〇回人	×二〇回人	×二〇回人	×二〇回人	二〇人	二〇人	×二〇回人	二〇人	二〇人

青森県立
八戸工業
学院

医療事務・医師事務 作業補助科	医療事務・医事コ ンピュータ科	パソコン・ビジネ スキル基礎科	ネットビジネス科	エクセル応用・活 用科	OA 経 理 ビジネ ス 科	簿記会計科	不動産ビジネス スキル養成科	宅建FP養成科	施設警備&ビルク リーニング科	コンタクトオペレ ーター養成科	ガーデニング科	Webビジネス養 成科	Webデザイン科	Webクリエイタ ー科	求人セット型訓練
三月	三月	三月	四月	六月	三月	五月	六月	五月	五月	三月	三月	五月	三月	四月	一月か ら三月か
二〇人	×二〇 回人	×十五 回人	×二〇 回人	×二〇 回人	×一五 回人	×二〇 回人	×二〇 回人	二〇人	×二〇 回人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	×二〇 回人	二〇人

青森県立
弘前高等
技術専門
校

青森県立
青森高等
技術専門
校

青森県立
むつ高等
技術専門
校

雇用法第二
条施行規
則第二項
第八号に
規定する
家庭で
子育て
する
公的
施設
等
あ
る
こ
の
母
親
に
対
し
て
の
策
略

パソコンスキル養 成科	経 理 ビジネ ス 科	医療事務（医科・ 歯科）科	介護福祉サービ ス 科	ドクターズクラ ーク科	経 理 ビジネ ス 科	不動産ビジネス スキル養成科	フラインナービジ ネス 科	電気工事士養成 科	チャレンジ第一 種電気工事士 科	医療事務科	求人セット型訓練	ビジネスワーク 科	観光科	介護福祉サービ ス 科	介護職員基礎研 修 科
三月	三月	三月	三月	三月	三月	六月	六月	四月	五月	四月	一月か ら三月か	六月	三月	三月	五月
×一〇 回人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	×一五 回人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	×二〇 回人	二〇人	×一五 回人	×二〇 回人

青森県立 技術専門校	青森県立 八戸工業 学院	青森県立 障害者職 業訓練校	青森県立 技術専門校	青森県立 八戸工業 学院
---------------	--------------------	----------------------	---------------	--------------------

指し示した者 又は講師を受 受講推薦を 受援													職業長業務 所長業務 指導業務 受講業務		
実践能力習得訓練 コース	特別支援学校と連 携した早期委託訓 練コース	実践能力習得訓練 コース	パソコン基礎科 (実習コース)	パソコン基礎科	特別支援学校と連 携した早期委託訓 練コース	実践能力習得訓練 コース	OAビジネス科	特別支援学校と連 携した早期委託訓 練コース	実践能力習得訓練 コース	OA事務科	OA事務科	パソコン・ビジネ スキル基礎科	OA経理ビジネス 科	介護福祉サービ ス	
ら三月か	一月	ら三月か	三月	二月	一月	ら三月か	三月	一月	ら三月か	四月	三月	三月	三月	三月	
五人	二〇人	一〇人	×一〇 二回	×一〇 三回	二〇人	一〇人	一〇人	二〇人	五人	×一〇 二回	×一〇 二回	五人	二回 五人×	五人	

青森県立 弘前高等 技術専門校	青森県立 技術専門校	青森県立 障害者職 業訓練校	青森県立 技術専門校
-----------------------	---------------	----------------------	---------------

職業に関する 知識を習得 する者													職業に関する 知識を習得 する者	
木造建築科	木造建築科	配管科	配管科	自動車整備科	造園科	OA事務科	OA事務科	土木施工科	電気工事科	電気工事科	電気工事科	オフィス基礎科	オフィス基礎科	
間一五時	間一二時	間三〇時	間一五時	間一二時	間一二時	間二二時	間一五時	間一八時	間二四時	間二二時	間一二時	間四〇時	間四〇時	
二〇人	二〇人	一〇人	一〇人	一〇人	一〇人	二〇人	二〇人	一〇人	二〇人	×二〇 一回	×一〇 一回	一〇人	二〇人	
円千三百	千円	百円二千八	円千三百	千円	千円	円千九百	円千三百	円千六百	百円二千二	円千九百	千円			

青森県立 弘前高等 技術専門 校	青森県立 青森高等 技術専門 校	青森県立 むつ高等 技術専門 校	青森県立 八戸工科 学院	普通職業 訓練課程 ・ 職業 ・ 普通														
公共職業 安定所長 の受講指 示、又は 推薦、支 援を受けた 者を																		
保育科	生活福祉 専攻	保育士養成 科	介護福祉 士養成科	木造建築 科	配管科	配管科	配管科	配管科	OA事務 科	OA事務 科	メカトロ ニクス科	配管科	配管科	配管科	配管科	自動車 整備科	機械加工 科	機械加工 科
二年	二年	二年	二年	間一五 時	間二二 時	間一五 時	間一四 時	間一八 時	間一二 時	間一二 時	間一二 時	間三〇 時	間一八 時	間一五 時	間一二 時	間一二 時	間一五 時	間一二 時
五人	三〇人	二五人	二五人 ×一回 ×一回	一〇人	一〇人	一〇人	一〇人 ×四回	二〇人	一〇人	一〇人	一〇人	二〇人	二〇人	一〇人	二〇人	二〇人	一〇人	一〇人
				円千三 百	円千九 百	円千三 百	円千二 百	円千六 百	千円	千円	千円	円二千 八	円千六 百	円千三 百	千円	千円	円千三 百	千円

青森県立
八戸工科
学院

介護福祉士養成科

二年

×三〇
一〇回人

青森県告示第百四十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
下北郡佐井村大字長後字牛滝五の一 竹内 英輝	佐井村第一区域 佐井村漁業協 同組合の地区	小型定置漁業及 び小型定置漁業 と底建網漁業を 併せ営む漁業
下北郡佐井村大字長後字牛滝一六 船越 誠	佐井村第二区域 佐井村漁業協 同組合の地区	小型定置漁業及 び小型定置漁業 と底建網漁業を 併せ営む漁業
下北郡佐井村大字長後字沼の平四六 田中 徳康	佐井村第二区域 佐井村漁業協 同組合の地区	小型定置漁業及 び小型定置漁業 と底建網漁業を 併せ営む漁業
下北郡佐井村大字長後字福浦川目九 田中 憲吉	長後字福浦の 区域	併せ営む漁業
青森県むつ市脇野沢九艘泊七四 櫛引 理三郎	脇野沢村区域 脇野沢村漁業 協同組合の地 区	底建網漁業及 び小型定置漁業 と底建網漁業を 併せ営む漁業
青森県むつ市脇野沢蛸田二二の三 杉本 光弘	脇野沢村区域 脇野沢村漁業 協同組合の地 区	底建網漁業及 び小型定置漁業 と底建網漁業を 併せ営む漁業

青森県告示第百四十八号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、平成二十年三月二十一日青森県告示第百二十八号（漁港の保全上

支障のある行為を禁止する区域等の指定)をもって公示した禁止区域(禁止物件)及び指定の適用期間を変更したので、同告示の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表瀬辺地漁港、宿野部漁港及び矢越漁港の項を削る。

第二号中「平成二十年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

別図二十二を次のように改める。

別図二十二 削除

別図四十一を次のように改める。

別図四十一 削除

別図五十二を次のように改める。

別図五十二 削除

青森県告示第三百四十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(精密地形調査)

二 作業期間

平成二十四年五月九日から平成二十五年三月三十一日まで

三 作業地域

佐井村

大間町

風間浦村

むつ市

東通村

六ヶ所村

東北町

七戸町

三沢市

十和田市

六戸町

おいらせ町

五戸町

八戸市

南部町

階上町

青森県告示第三百五十号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の三第一項の規定により、同項に規定する行為を禁止する区域(以下「禁止区域」という。)及び当該行為を禁止する物件(以下「禁止物件」という。)を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 港湾の名称、禁止区域及び禁止物件

野辺地港	港湾の名称	禁止区域	禁止物件
野辺地港港湾区及び野辺地都市計画臨港地区の区域			船舶及び自動車

二 指定する年月日

平成二十四年五月一日

青森県告示第三百五十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十四年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

弘前市大字西城北一丁目三の七

弘前食品衛生協会

二 変更内容

1 変更前の住所

弘前市吉野町四の五

2 変更後の住所

弘前市大字西城北一丁目三の七

青森県告示第三百五十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十四年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市本町五丁目五の二一

社団法人青森県猟友会

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

むつ市中央二丁目一の七

2 変更後の売りさばき場所

むつ市中央二丁目九の三九

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

人事給与トータルシステム維持管理業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部人事課

青森市長島一丁目一の

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目七の

六 契約金額

五千二百五十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号の規定を適用して随意契約によることとした。
 八 契約の相手方を決定した手続
 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年四月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エスペランサ

三 代表者の氏名

横山 広樹

四 主たる事務所の所在地

青森市大字三内字丸山一六五の八〇

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者自立支援法、介護保険法、生活保護法等による各種福祉サービス事業を通して、高齢者、障害者が個人の尊厳を保持しつつ地域社会において自立した生活を送ることができるよう支援を行うことにより、社会参画の実現と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公

告する。

平成二十四年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド十和田店

十和田市穂並町一三の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町一の一

代表取締役 山田 昇

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町一の一

代表取締役 山田 昇

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年十一月十四日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六七四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

六七台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

三九台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

三二九・五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五・五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前八時から午後九時まで

八 届出年月日
平成二十四年三月十三日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十四年四月二十日から同年八月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年八月二十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオン八戸ショッピングセンター

八戸市田向土地区画整理事業地内五〇街区

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 村井正平

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十四年四月二十日から平成二十四年五月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三沢堀口ショッピングセンター

三沢市大字三沢字堀口九四の四五九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 J A 三井リース株式会社

東京都品川区東五反田二丁目一〇の二

代表取締役 安田義則

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

平成二十四年四月二十日から同年五月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前アルカディアショッピングセンター

弘前市大字扇町三丁目一の一、一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイアル株式会社

東京都千代田区飯田橋三丁目一三の一

代表取締役 原田健

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十四年四月二十日から同年五月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鬼沢槽木土地改良区の定款の変更を平成二十四年四月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年四月二十日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒屋平土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年四月二十日

上北地域県民局長 中 田 哲 哲

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理 事	佐藤千之助	上北郡七戸町字川去二一の六	平成 四 ・ 三 三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区の定款の変更を平成二十四年四月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年四月二十日

上北地域県民局長 中 田 哲

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 特定役務の名称及び数量

青森県立つくしが丘病院清掃業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室庶務・管理課

青森市大字三内字沢部三五三の九二

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年三月二十七日

五 契約の相手方の名称及び住所

太平ビルサービス株式会社

青森市勝田一丁目一八の七

六 契約金額

年額二千八百三万五千元

七 契約の相手方を決定した手続

調達する特定役務に要求する仕様が満たされていると判断された申請書等を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十四年二月十日

正 誤

自然保護課

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペ ー ジ	行	誤
平成 五 ・ 四 二 四 号外第四四号	規 則	第四七号	三	第 七 号 様 式 中	正
2 廃止予定年月日	3 廃止の理由	2 変更した事項	3 変更年月日		

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	---	------------------------------